## ■第47号議案 工事請負契約一部変更の件

市民派クラブの中西智子です。

「第 47 号議案 工事請負契約一部変更の件」について質疑いたします。

これは、2021年第2回定例会で議決された「箕面船場阪大前駅エントランス他整備工事」のうち、(その1)(エントランス)の設計変更に伴い、契約金額を19億660万300円から1億80万5100円増額し、20億740万5,400円に変更するものです。なお、この工事費には、(その2)(駅舎駐輪場シャフト)の工事も含まれています。

2021年に議決されたこの工事は、箕面船場阪大前駅の南東部に隣接する約1,400平方メートルの敷地に、地下12メートルの位置する駅改札口からメインストリートとなる地上2階の歩行者デッキまで直通するエスカレーターと各階を接続するエレベーター、階段等を整備するものです。また地上階にはトイレ、地上2階には駅西側の国道423号を横断する歩行者デッキと、駅東側の船場広場の歩行者デッキを接続する通路等が整備されることになっており、現在工事が進められています。また、同じく2021年の第2回定例会において、箕面船場阪大前駅前地区歩行者デッキ整備事業として、デッキの利便性向上と近隣マンションへのプライバシー対策を目的とした屋根の設置等のための増額補正が行われています。同じ定例会において、屋根の仕様変更に伴う補正予算と駅前エントランス整備の提案が行われましたが、当時の総務常任委員会では、歩行者デッキに屋根を設置するという仕様変更が、エントランスエ事契約に影響を及ぼすという市の説明や議論はありませんでした。

そこで2点、質問いたします。

まず I 点目に、このタイミングで、エントランス工事請負契約金額の一部変更に至った経緯について説明をお願いいたします。

2点目として、駅西側の国道423号を横断する歩行者デッキとエントラン

スの接続は、当初から想定されていたと考えますが、今回、契約金額が約 | 億 8 0 万円の増となっており、その内訳、及び工事内容の具体について、ご答弁 をお願いいたします。

以上、質疑といたします。

## <答弁>

ただいまの中西議員さんのご質疑に対しまして、ご答弁いたします。

まず、 I 点目の「契約変更に至った経緯」ですが、令和 4 年第3回定例会の「箕面船場阪大前駅前地区歩行者デッキ整備工事の工事請負契約の一部変更の件」において、国道 423 号をまたぐ歩行者デッキの屋根追加設置の契約変更をご議決いただいた後に、本工事において、同デッキの利用者が雨に濡れずにエントランスのエスカレーターまで行ける屋根の設置検討を開始しました。その後、関係機関や施工者との協議、調整が整い、工事内容及び工事費が確定したため、令和5年5月2日付けで、施工者である「村本建設株式会社大阪支店」と工事請負契約の一部変更にかかる仮契約を締結し、地方自治法第96条第1項第5号の規定により本議案をご提案するものです。

次に、2点目の「契約変更の内訳及び工事内容」についてですが、約60平 方メートルの屋根設置工事で約5, I00万円、周辺工事とのスケジュール調整、 道路管理者及び警察との協議による仮設計画の変更等で約4,900万円で、あ わせて約 I 億円の増額となるものです。

以上、ご答弁といたします。